

平成27年

第4回臨時会

会 議 録

(第1号)

平成27年6月25日

平成27年第4回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成27年6月25日(木) 10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会 期 の 決 定
〔町長 行政報告〕
日程第3 報告第1号 出資法人江差ウインドパワー株式会社に係る経営状況について
日程第4 議案第1号 江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均
一課税に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第2号 平成27年度江差町一般会計補正予算(第4号)について
日程第6 議案第3号 平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について
日程第8 推薦第1号 江差町農業委員会委員の推薦について
日程第9 発議第1号 江差追分会館条例の一部を改正する条例について

◎ 出席議員(10名)

議	長	打 越 東 亜 夫
副	長	室 井 正 行
議	員	薄 木 晴 午
〃		飯 田 隆 一
〃		小 野 寺 真
〃		小笠原 淳 夫
〃		大 門 和 子
〃		萩 原 徹
〃		小 林 栄 治
〃		折 戸 幸 博

◎ 欠席議員(2名)

議	員	小 笠 原 満
〃		若 山 明 廣

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副 町	長	田 畑 明
教 育	長	新 木 秀幸
総 務 課	長	木 村 晃司
まちづくり推進課	長	出 崎 雄司
財 政 課	長	斉 藤 敏己
税 務 課	長	岸 田 礼治
町 民 福 祉 課	長	清 水 直樹
健 康 推 進 課	長	白 鳥 智子
産 業 振 興 課	長	大 杉 則明
追 分 観 光 課	長	大 坂 敏文
建 設 水 道 課	長	岸 田 雄治
ひ の き 荘 荘	長	澤 口 純一
出 納 室	長	岸 田 真由美
学 校 教 育 課	長	中 川 智
社 会 教 育 課	長	尾 山 徹
総 務 課 主 幹		竹 内 強

(議会事務局)

局	長	太 田 誠
書	記	秋 山 悦子

開 会 10:30

(議長)

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただいまから、平成27年第4回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小野寺議員、飯田議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。
今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。
「町 長」。

「町 長」

おはようございます。

最初に、国道227号線、尾山町付近の道路保護海岸擁壁の復旧工事について、ご報告申し上げます。

平成26年第5回臨時会及び平成27年第1回定例会におきまして、崩落の状況、仮復旧工事の経過等を報告させて頂いたところでありますが、先般、函館開発建設部江差道路事務所より、7月上旬から本格的に復旧工事に着手し、来年3月までに完了するとの報告がありました。

海岸擁壁の崩落防止に係る具体的な復旧工法につきましては、今後、高波等によって基礎

地盤等が洗掘されないよう擁壁の基礎をこれまでより2メートル深くするほか、さらに鋼矢板を打込み、波の侵入を防止するとのことであります。

また、この工事期間中の交通規制等につきましては、大型資材の運搬時等の一時的な交通規制を除き、基本的には片側交互通行等の交通規制を行わず工事実施するとのことであります。

なお、江差道路事務所では今後、工事区間に隣接する町内会への工事説明会を予定しているとのことでありますので、併せてご報告申し上げます。

次に、寄附採納についてご報告申し上げます。

平成27年6月11日、有限会社桧山ハイヤー様より、江差町字新地町3番5(165.34平方メートル)のご寄附がございました。ご寄附頂いた土地は、旧江光ビルの底地の一部であり、これですべての土地が町の所有となりましたので、旧江光ビルの解体も進捗することとなります。

以上、ご寄附がありましたことをご報告し、改めてご厚意に深く感謝を申し上げ行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、報告第1号、出資法人江差ウインドパワー株式会社に係る経営状況についてを議題と致します。

(議長)

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を受け致します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの少し説明も頂きたいところなのですけれどもね、あの、質問でお聞きします。

今回で第15期ということで、本当に長い期間が経ってきたのだと改めて思っております。それでまず、今、全量買い取り制になって、結果的に、前にも一度お聞きしましたが、結果的に今ウインドパワーの事業見通し、当初ですと、とうにあと数年でどうするかという本当に大変な状況を迎えるはずだったのが、少し伸びたと。で、今、具体的にどういう風になっているのか、事業見通しですね。本来であれば、そういう資料等もきちっと私は議会に出すべきだと思うのですよね。必要な部分、あの口頭で構いませんので、ご報告願いたいと思います。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

取締役の方に派遣されている立場ではありますが、あの副町長としてあの答弁させていただきます。あの昨年あの初めて全量買い取りの1年間のあれで7百数十万、あの純利益が発生したわけです。で今年がまた丸一年、全量買い取りで4億、すいません、1億1,700万の純利益とこういう形になりました。今時点で申し上げられるのは、この固定買い取りによって、こういうまあいわば、4億5千万程の売り上げのまず売電の額になるということが、2年間続けてあったということでございます。それで、今後の事業計画というか、事業の見通しの話しをしますと、今時点ではまず耐用年数は17年でございますので、それを年数に置き換えますと、平成31年の3月でございます。もう一つ、北海道電力とのこの固定買い取りの売電契約期間は平成34年の1月まで、ということでございますので、基本的には売電契約を結んでいる年度まで、年まで、ウインドパワー社としてはですね、メンテナンスをしっかりと、運営してくと、ということでございますし、現在そういう形でウインドパワー社もそれから江差町としてもそういう形で安定した売電収入を得られるよう、適宜、この劣化していく風車でございますので、メンテナンスにしっかりとあの対応するようにということで申し述べさせて頂ける立場にあります。以上です、はい。

（議長）

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それで、結果的にどのような見通しなのかということなのですが。例えば、長期借入金のきちとした手当。それから、ついでに言えば、あの風車の撤去費用等も含めて、多少まだ寿命が延びるということもあるのでしょうか。いずれにしても、もうめ、もうあと何年ですから、それが今どういう風になるのか、そこを確認したい。

ついでに、前に、JFEとの裁判の関係、話ありました。時期が来たら、議員協議会等で説明をしたいということがありましたが、あれからもう何か月も経っております。今日、議会ということもありますので、可能な限り、あのじゃあどういう風になって、いつ頃ということも含めて、これはやはり議会としてきちっと知らせて頂きたいと思います。

（議長）

はい、「副町長」。

「副町長」

少しあの3問の質問でございまして、少しあの補足した形の部分での答弁になろうかなと。長期借入、いわば長期借り12億100万のことだろうと。これは、あの風車建設時にJFEさんからい

わば資金提供頂いた、そういった額であります。これは当初から計上されているものでございます。それで、これが今あの最後のJFEの補償の部分と絡んでいるということでございまして、先般、全員協議会で申し上げた通り、JFEさんはこの資金提供した部分の返済を求めているということです。ウインドパワー社につきましては、当時からですね、当時から、性能の、風力発電施設の性能の補償債務と、そうしたことによって、一切払う必要ない、ということで、当時からそういう話をしたわけです。特に、町の立場としても、払うつもりはない。現在そういう形で係争中でありますので。今後の見通しのこの結論については、少しまだあの動きがそれなりの動きがあれば、あの申し述べるところでございすけれども、とりあえず係争中でございすので、軽々なことについては控えさせて頂きたい。

それから、風車の撤去費用、去年の決算から計上してございまして、小野寺議員ご存知のように、あの4頁の負債の部で、新たに資産除去債務という科目が実は昨年からあの計上してございす。これはあの私も公会計あの詳しくないのですけれども、平成22年の4月1日から実は適用された新たな会計基準の科目でございまして、将来に亘って資産を除去するものがあれば、それを負債として計上して、それを例えば資産の機械装置の額であるとか、また償却資産の方に計上しながらやっていくと。いうこういう、私も詳細まで言えませんが、去年、初めて実は黒字になった状況もあって、撤去に向かって少しずつその年度の一助といいますか、こういったことが昨年から動き出している。そういうことでご理解をください。

「小野寺議員」

はい、わかりました。

(議長)

いいですか。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望なしと認め、質疑を終結致します。

(議長)

報告第1号は、これをもって報告済みと致します。

(議長)

日程第4、議案第1号、江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町 長」。

「町 長」(提案理由)

議案第1号、江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。半島振興法が平成37年3月31日まで延長されたことに伴い、江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

おはようございます。

それでは、本条例の一部改正につきまして、説明致します。議案の1頁から2頁、資料の1頁、一部改正の概要。同じく2頁から3頁の新旧対照表が関係分となっております。それでは資料の一部改正の概要により説明させていただきます。

この度の一部改正につきましては、半島振興法に位置付けられる江差町産業振興促進計画が去る6月2日付けで関係大臣の認定を受けたことにより、条項を整理するものです。対象事業につきましては、これまで製造の事業または下宿営業を除く旅館業としておりましたが、新たに情報サービス業や農林水産物等販売業等を追加し、第1条において対象事業を列記することとしております。また、条例の効力につきましては、半島振興法と同じく、平成37年3月31日までとしております。以上で本条例の一部改正に関する説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第5、議案第2号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町 長」。

「町 長」(提案理由)

議案第2号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、介護保険特別会計への繰出及び江差中学校グラウンド等整備に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,772万1千円とするものでございます。併せまして、地方債補正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書5頁の方、お開き願いたいと思います。予算構成表でご説明申し上げます。

まず、民生費、老人福祉費、介護保険特別会計繰出でございます。介護保険特別会計の方におきまして、補正をお願いしております、高額医療合算介護サービス費、そちらに係る繰出でございまして、一般会計の方で一定割合を負担することとなっておりますことから、その繰出について補正するものでございます。補正額は11万2千円、全額一般財源を充当するものでございます。

次に教育費、中学校費、学校建設費、江差中学校グラウンド等整備でございます。先の定例会の方でもご説明致しましたが、国庫補助金が採択となりましたことから、今回、財源更正を行う

ものでございます。国庫支出金を1,812万6千円増額致しまして、地方債を1,540万、また一般財源を272万6千円減額するものでございます。補正額合計で、11万2千円となり、国庫支出金が1,812万6千円の増額、地方債が1,540万の減額、一般財源が261万4千円の減額となるものでございます。

続きまして、9頁の方、お開きください。第2表、地方債補正でございます。ただいま、ご説明申し上げました通り、江中グラウンドの財源更正、地方債の方の減額がございましたので、限度額を変更するものでございます。8,020万円から6,480万円に変更するものでございます。

次に16頁の方お開き願いたいと思います。地方債の現在高の見込の調書でございます。同じく起債額を変更した、しましたことから、当該年度の起債見込額及び当該年度末の残高の見込も変更となるものでございます。内容については、記載の通りとさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。以上で説明を終わりますので宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

「飯田議員」。

「飯田議員」

江差中学校のグラウンドの整備等に関連質問となろうと思いますけれども。まああの体育館の解体を含めまして、これからあの旧江光ビルの解体が進みます。その廃材を含めまして、あの企業誘致をしました北清えささんの現場まで、大変な量のあのダンプカーが行き交っているのが実態だと思います。沿線の住民の方々からまあこう何度となく指摘をされておりますが、大変危険であると。やっぱりあの歩道もない道路をあの大型ダンプが何台も通っていくっていう部分。前から想定されました。全員協議会でも随分議論がされましたけれども。あの線路の、その駅舎を含めたあの主要の計画もある訳ですけども、早急に、やっぱりそういうような危険を解除するためにも、やっぱりあの国道からあの直結道路はやっぱり早急に検討すべきであるっていう風に考えます。現在のその町におけるその見通しをお示し願いたいと思います。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

JR江差線の跡地活用に伴って、先般あの3つのゾーニングを皆さんにお示し致しました。それで、先般の議会では私の方からは9月の議会には、までには道路の箇所付け作業を終え、9月の議会に所要の調査設計費を、盛り込むというようなお話をしていますので、今現在その箇所付け作業をしているところでございますので、ご理解願います。

(議長)

はい、いいですか、「飯田議員」。

「飯田議員」

やっぱりピークはですね、あの中学校のもう解体終わりましたけれども、江光ビル含めましてですね、やっぱりその現場にトラックがあつた通過するのがやっぱりその8月、9月、そのあたりがピークだと思うのですよね。やっぱりそういうもの含めまして、計画は計画としても、やっぱり沿線住民に対しては、いつ頃を目途にそれを解消するためのという部分はやっぱり示す必要があると思うのですよ。計画は計画で結構だと思うのですよ。その辺の見通しはどう、現在示すことは出来ませんか。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

早急にという整備にはちょっと至らないと思うのです。それで、以前にもお話しましたが、9月の議会でも所要の調査設計費を盛り込みながら、29年度の社会整備総合交付金を活用した事業の実施に向けて、今現在、鋭意あの事務を進めているというところでございますので、ご理解願います。

(議長)

はい、いいですか。はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第3号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第3号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、高額医療合算介護サービス費に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ89万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億433万7千円とするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

おはようございます。介護保険特別会計補正予算について補足説明させていただきます。議案書19頁の予算構成表で説明致します。介護保険、保険事業勘定の保険給付費における補正でございます。高額医療合算介護サービス費において、給付対象者の増加等により予算に不足見込額が生じたことから補正が必要となったものでございます。高額医療合算介護サービス費とは、8月1日から7月31日の1年間の医療と介護の自己負担の合計額が決められた限度額を500円以上超えた場合に超えた分が支給され、負担が軽減されるものでございます。補正額は89万6千円、財源内訳は、国庫支出金が26万円、道支出金が11万2千円、その他特定財源が36万2

千円、一般財源は繰越金で16万2千円でございます。その他特定財源は、支払基金交付金が25万円、一般会計繰入金が11万2千円でございます。以上で説明を終了します。ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決を行います。

(議長)

議案第3号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第4号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第4号、工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。契約内容につきましては、契

約の目的、江差中学校グラウンド整備工事、工事場所、檜山郡江差町字陣屋町無番地、契約の方法、制限付一般競争入札、契約の金額、9,158万4千円、契約の相手方、前田・宏栄経常建設共同企業体、代表者、檜山郡江差町字豊川町168番地1、株式会社前田組、代表取締役、前田憲男でございます。以上、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第4号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、推薦第1号、江差町農業委員会委員の推薦についてを議題と致します。

(議長)

議会推薦の2名の農業委員については、平成27年7月26日をもって、任期が満了するので、農業委員会等に関する法律第12条の規定に基づく推薦を行うものであります。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は、お手元に配布のとおり、推薦する数を2名とし、2名の農業委員には、江差町字[]栗田功氏、[]

江差町字 従二谷伸一氏、
以上の方を農業委員に推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は2名とし、栗田氏、従二谷氏を、以上の2名を推薦することに決定致しました。

(議長)

日程第9、発議第1号、江差追分会館条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

提案理由の説明は演壇、演上で、演壇、演上で行い、「室井正行議員」。

「室井議員」

はい、議長。

(議長)

はい。

「室井議員」(提案説明)

提案理由を申し上げます。江差追分会館条例については、6月定例会において、7月1日から入館料のパスポート制を実施することで議決致しましたが、住民周知や制度実施のための諸準備の期間を十分に設けるため、別紙のとおり、江差追分会館条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

改正内容は、附則中、「平成27年7月1日」を「平成27年12月1日」に改め、パスポート制の実施日を5カ月間延長するものでございます。ご審議宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、提案者にお聞きしたいと思います。

提案理由で、今、口頭でもありましたが、この出された書面、江差追分会館入館対応にあたり

と、そして十分な準備期間を設けると、まあいうことでありました。お聞きしたいのですが、入館対応にあたりというの、もう少し説明を願いたいと思います。と言いますのは、只今の説明では、提案では、実施時期を5カ月間ずらすだけ。ですから、来年の3月31日というのも変わらない。それから、町民が、江差町民を、が無料にするというのを修正で、パスポート制1家族年千円というふうに変ったわけですがけれども。このパスポート制(1家族年千円)というの、変わっておりません。つまり、終期も変わってない、パスポート制も変わっていない。ただ、始まる期間が5カ月間延びただけだと、すると、ただ単に対応というの、やり方、このままの条文でやり方が、対応が可能なかどうか。5カ月間延長し、繰り延べなりますので、実施期間は3月31日ですから、4カ月間の実施期間。7月1日ですと、9カ月間。年千円というのが、9カ月でも千円なのか、4カ月になっても千円なのか、それから今度、町民ということが抜けますから、パスポート制は全て、参加する人全て参加なのか。それから、そもそもこのパスポート制っていうのは、選択制なのか等々、この条文では一切解らない。つまり、どういう対応をこの条文だけでしようとしているのか、少し教えて頂きたいと思います。

(議長)

いいですか。はい、「室井議員」。

「室井議員」

はい。これはあの趣旨は、あの変わっては、一環しておりません。これはあの準備ということは、より町民の中には、小野寺議員もご承知だと思いますけども、早くという方もいるし。例えば農家の方々、今実施したって、11月いっぱい大変ですよ。そういう申し込む時間さえ無いっていう。パスポートの申請をするとか、何かそういう手続き上の問題も無いということがあると思います。実際にあの期間が、多いとかあの少ないというそういう問題ではなかったのではないかな、と。町民により、啓発運動する、より周知を教える、あの周知を徹底する、と。そういう考え方から基づけば、私は、先の定例会においても、決して7月1日にこだわるものではないですよ、ということも申し上げておりますので、その辺は小野寺議員も、十分ご承知のことかと思えます。

それと、パスポート制年千円。これですね、この条例でいくと、1年間年千円になりますが、でも千円のパスポートを、今例えば申請しても、やっぱり行きたい人は何回でも4カ月の間でも、行かれると、私はそういう風に理解しておりますから、それは期間だけ限定して、考える必要はないのかなと私そういう風な判断をしております。

それともうひとつですね、これはあの、じゃあ誰でもいいのか、と、ということもあります。私は先にも申し上げました。町民もちろん、主体的に町民にそういう提案、当初提案の、やっぱり趣旨を周知してもらおうという考え方からいくと、町民もすごく大事なのですが、やっぱり会館を訪れる、やはりあの観光客どうするのですか、と。観光客の今までのままの、料金設定でいいの、いいのかなと。そういう議論も、私はこの期間の中ですべきでないのかなと、こういう風に考えておりますので、理解してもらえかと思います。以上です。

(議長)

はい。はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

いずれにしても、7月1日、論議では色々延ばしてもいいような話もありましたが、結果は7月1日実施となりましたので、我々は今7月1日実施という条例をまず確認した上で、しかし7月1日では実施できないと。これは緊急避難として私もあのこの提案には賛成します、もちろん。これ賛成しなかったら大変なことになりますから。その上で、お聞きしているのですけれども。今の説明でも、やはり12月1日に実施するとしても、当然、秋以降、さきほど提案者がありましたけれども、色々な考え方を準備してくとすると、そんなに延びたからと言ったってあと何カ月間でやっていかねばならない。その中で、私今言ったことについて、条例では、提案者は説明しておりますが、条例から読み解くことを必要だとすると、条例の中に謳わなければならないのですよ。何ぼ説明しても、規則で何だかんだということにならない。基本的にこの年千円ということが、現前としてある以上、9カ月で千円だった提案が、今度4カ月で千円になるの。それから、私の質問に答えてないのですけれども、そもそも選択制なの。あの全部、いやパスポート制しか適用できない。1回1回入館料払うということにならなくて、全部兎にも角にもパスポート制、それともパスポート制も選択肢としてある。でもこの条例の読み方からいったら、読めないのですよ、そういう風に。つまり、12月1日まで、やはりこの対応ということについては、この間、何カ月間の間、しっかりとこの条例の適用については、単なる規則委任ではなくて、条例そのものもまた12月1日まで、改めてしっかりと見直さなければならないと、私は思うのです。その点、あの提案者のお考えを、つまり今回日にちを延ばしただけではなくて、改めてこのパスポート制の提案の内実をしっかりとするためにも、もう1回どっかで改正して万全たる体制を取らなければならない、と、私は思うのです。その点について、提案者のご見解をお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

あの小野寺議員の質問あの決して、あの否定するものではありません。これはあの私は、やっ

ぱり色々なこと検討して、やっぱり、一つはパスポート制、行政にも、そういう検討する機会を与えたいと、そういう思いから、敢えて、最初、当初からタガをはめて、これ以上だめだとかっていう、そういう選択肢を作らない方がいいのかな、と。もう少し検討してみるっていう考え方があってもいいのかなと、私はそういう判断ですから、じゃあそれもパスポート制も一つの選択だし、もし、いや、いないよ、と毎回500円払っても、ね、会館に行きますと、それも選択肢だと思うのです。これ決して、町民全部に買ってもらおうとか、そういう強制的なものでは、私は無いと思うのです。パスポート制も、一つの選択肢の中にあるよと、ということだと私は思います。それで、何故、パスポート制なのか。当初の、じゃああの町から提案された、無料にしますという、今、条例の附則、皆さん見えていますか。身分証明書、身分証明書、何かそれに替わるもの、個人が確認できるものと。これ実際に、例えば身分証明書といったら、高齢者の方、運転免許証とか、健康保険手帳、これ常時持っていないとならないというような、そういう考え方の中で、附則の中で謳っているものでありましたよね。それよりも、追分会館に行く時は、肩に、首にかけて、いつでも行けると、いう方が良くというそういう思いから、提案したものでありますから、小野寺議員のあの今の質問についても、私はある程度、行政の司る、行政をやる方の、検討課題、そういう判断も敢えて与えるということ、ご理解してもらいたいと思います。以上です。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの只今の提案者のあのだいたい解りました。理解するところは理解致します。ちょっと提案者に確認します。今の点で、私なりに理解するのは、12月1日実施まで、もちろん町としての一定の考え方もあるでしょうと。選択肢ということも当然あるでしょうと。だとすると、この条文だけではなかなかそこら辺をしっかりと汲み取るような条文になっておりませんから、当然、町側としては、12月1日までの間に必要な条例改正も当然、町側の方ですること当然有り得るのだと。そういう提案者の先程の説明と理解して宜しいのかどうか、確認したいと思います。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

はい。議長ですね、あの小野寺議員に申し上げたいと思います。何故この追分会館をどうこうということはどうね、これは色々な考え方があるから敢えてそれにあの私は触れませんが。これはやっぱり議員も、ただ枠をはめて、この中で全部対応しなさいということはどうね、私は如何なものかなと。町民の意見、やはり聞く、例えばこっち、こっちからも聞いてみる。そして、その中で、行政として、より良いものを、修正して求めていくというのは、これは、そういう考えで宜しいかと思

いますけど。ただし、基本的な考え方は、一切変えないという考えでございます。以上です。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

討論を行います。討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、討論を終結致します。

(議長)

採決を行います。

発議第1号、江差追分会館条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。

これで会議を閉じます。

平成27年第4回江差町議会臨時会を閉会致します。皆さん、ご苦勞様でした。

閉 会 11:10